

令和5年矢板市議会定例会

第391回定例会議

# 議 案 書

令和5年12月

矢 板 市

令和5年矢板市議会定例会第391回定例会議提出議案

- 議案第 1 号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第5号）・・・P 1
- 議案第 2 号 令和5年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）・・・P 1
- 議案第 3 号 令和5年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算・・・P 1  
（第2号）
- 議案第 4 号 令和5年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算・・・P 1  
（第1号）
- 議案第 5 号 令和5年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）・・・P 1
- 議案第 6 号 令和5年度矢板市下水道事業会計補正予算（第2号）・・・P 1
- 議案第 7 号 矢板市泉きずな館設置及び管理条例の制定について・・・P 2
- 議案第 8 号 矢板市泉常設型サロン設置及び管理条例の制定について・・・P 9
- 議案第 9 号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例・・・P15  
の一部改正について
- 議案第 10号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正につ・・・P19  
いて
- 議案第 11号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員・・・P23  
の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第 12号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について・・・P38
- 議案第 13号 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について・・・P45
- 議案第 14号 矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について・・・P50
- 議案第 15号 矢板市子ども・子育て会議条例の一部改正について・・・P52
- 議案第 16号 町の区域の変更について・・・P55
- 議案第 17号 工事請負契約の変更について・・・P57

- 議案第 18 号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について・・・P58
- 議案第 19 号 矢板市体育施設の指定管理者の指定について・・・P60
- 議案第 20 号 矢板市文化スポーツ複合施設の指定管理者の指定につい・・・P61  
て
- 議案第 21 号 矢板市子ども未来館の指定管理者の指定について・・・P63
- 議案第 22 号 矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について・・・P64
- 議案第 23 号 矢板市道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウス・・・P65  
の指定管理者の指定について
- 議案第 24 号 矢板市営住宅及び矢板市特定公共賃貸住宅の指定管理者・・・P66  
の指定について

議案第 1 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 2 号 令和 5 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 令和 5 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 号 令和 5 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（以上別冊）

議案第7号

矢板市泉きずな館設置及び管理条例の制定について

矢板市泉きずな館設置及び管理条例を、別紙のように定める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市泉きずな館設置及び管理条例

(設置)

第1条 幅広い世代の市民に、集い、学び、子育て支援及び健康づくりの場を提供し、並びに自主的な市民活動を支援し、もって豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に資するため、矢板市泉きずな館（以下「泉きずな館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 泉きずな館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 矢板市泉きずな館

位置 矢板市泉526番地

(施設の構成)

第3条 泉きずな館は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 矢板市公民館設置条例（昭和30年矢板市条例第46号）第2条に規定する泉公民館

(2) 矢板市立郷土資料館設置条例（昭和54年矢板市条例第18号）第2条に規定する矢板市立郷土資料館

(3) 矢板市保育所設置条例（昭和30年矢板市条例第65号）第2条に規定する泉保育所

(4) 矢板市泉常設型サロン設置及び管理条例（令和5年矢板市条例第 号）第2条に規定する矢板市泉常設型サロン

2 泉きずな館は、前項各号に掲げる施設の事業を相互に連携して実施することに

より、市民の利便性の向上及び相乗的な事業効果の促進を図るものとする。

(管理)

第4条 泉きずな館は、市長がこれを管理する。ただし、前条第1項各号に掲げる施設の管理については、当該各号に規定する条例の定めるところによる。

(開館時間)

第5条 泉きずな館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 泉きずな館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(入館の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 泉きずな館の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第8条 泉きずな館の施設等を故意又は重大な過失により損傷し、又は亡失した者は、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(矢板市公民館設置条例の一部改正)

2 矢板市公民館設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び所在地) 第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 矢板公民館 矢板市矢板103番地1 泉公民館 矢板市泉 <u>526番地</u> 片岡公民館 矢板市片岡 <u>2098番地3</u>	(名称及び所在地) 第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 矢板公民館 矢板市矢板103番地1 泉公民館 矢板市泉 <u>428番地</u> 片岡公民館 矢板市片岡 <u>2,098番地3</u>

(矢板市公民館使用料条例の一部改正)

3 矢板市公民館使用料条例(昭和30年矢板市条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

1 矢板公民館

(1) 室の使用料

	午前	午後	夜間	
--	----	----	----	--

室名	8：30～	1：00～	6：00～	備考
	12：00	5：00	10：00	
大会議室	2,000円	2,000円	2,500円	間仕切りの場合1/2金額
研修室	1,000円	1,000円	1,500円	
和室	500円	500円	800円	1階
	1,000円	1,000円	1,500円	2階
調理室	1,000円	1,000円	1,500円	
実習室	1,000円	1,000円	1,500円	
団体事務室	1,000円	1,000円	1,500円	
展示場	1,000円	1,000円	1,500円	

(注) 12月から3月までの期間の使用は、2割増とする。

(2) 備品の使用料

品目	数量	使用料	備考
映写機	一式	500円	

2 泉公民館

室名	午前	午後	夜間	備考
	8：30～	1：00～	6：00～	
	12：00	5：00	10：00	
会議室1	1,000円	1,000円	1,500円	
会議室2	1,000円	1,000円	1,500円	
会議室3	1,000円	1,000円	1,500円	
会議室4	1,000円	1,000円	1,500円	

会議室 5	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円	
小会議室 1	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	
小会議室 2	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	
調理室	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	調理準備室を 含む。
体験学習室	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	準備室を含 む。
視聴覚室	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	和室を含む。
音楽室	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	音楽準備室を 含む。

(注) 1 2 月から 3 月までの期間の使用は、2 割増とする。

(矢板市立郷土資料館設置条例の一部改正)

4 矢板市立郷土資料館設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第 2 条 資料館の名称及び位置は、次の とおりとする。	第 2 条 資料館の名称及び位置は、次の とおりとする。
名称 矢板市立郷土資料館	名称 矢板市立郷土資料館
位置 矢板市 <u>泉 5 2 6 番地</u>	位置 矢板市 <u>上伊佐野 7 6 1 番地 2</u>

(矢板市保育所設置条例の一部改正)

5 矢板市保育所設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示

すように改正する。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 泉保育所</p> <p>位置 矢板市泉<u>5 2 6 番地</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 泉保育所</p> <p>位置 矢板市泉<u>4 2 9 番地</u></p>

(矢板市きずな館設置及び管理条例の廃止)

6 矢板市きずな館設置及び管理条例（平成23年矢板市条例第6号）は、廃止する。

(矢板市基幹集落センター設置、管理及び使用料条例の廃止)

7 矢板市基幹集落センター設置、管理及び使用料条例（昭和53年矢板市条例第4号）は、廃止する。

議案第 8 号

矢板市泉常設型サロン設置及び管理条例の制定について

矢板市泉常設型サロン設置及び管理条例を、別紙のように定める。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市泉常設型サロン設置及び管理条例

(設置)

第1条 高齢者が住み慣れた地域において、いつまでもいきいきと過ごすことができるよう、保健福祉の充実及び介護予防の推進を図り、もって豊かで生きがいに満ちた高齢社会の形成に資するため、矢板市泉常設型サロン（以下「サロン」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 サロンの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 矢板市泉常設型サロン

位置 矢板市泉526番地

(事業)

第3条 サロンは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者の介護予防に関すること。
- (2) 高齢者の生活支援に関すること。
- (3) 高齢者の閉じこもり防止に関すること。
- (4) 高齢者の健康及び介護相談に関すること。
- (5) 地域の子供と高齢者のふれあい交流による趣味、スポーツ及びレクリエーション等生きがい活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第4条 サロンの開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長は、

必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 サロンの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(使用者の範囲等)

第6条 サロンを使用できる者は、本市に住所を有するおおむね65歳以上の者とする。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 感染性疾患のある者
- (2) 他人に迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 他人に危害を及ぼすおそれがあると認められる者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(使用の許可)

第7条 サロンの施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第8条 市長は、管理運営上支障があると認めるときは、施設等の使用を停止し、又は前条の許可を取り消すことができるものとする。

(損害賠償)

第9条 第7条の許可を受けた者は、サロンの施設等を故意又は重大な過失により  
損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければな  
らない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(矢板市はつらつ館設置条例の一部改正)

2 矢板市はつらつ館設置条例（平成17年矢板市条例第37号）の一部を次のよ  
うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示  
すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>矢板市木幡北山はつらつ館設置条 例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者相互のふれあいと地域の 子供との交流を含めた生きがい活動 を通し、保健福祉の充実を図るため、<u>矢 板市木幡北山はつらつ館</u>（以下「はつ らつ館」という。）を設置する。</p>	<p><u>矢板市はつらつ館設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者相互のふれあいと地域の 子供との交流を含めた生きがい活動 を通し、保健福祉の充実を図るため、<u>矢 板市はつらつ館</u>（以下「はつ らつ館」という。）を設置する。</p>

(名称及び位置)

第2条 はつらつ館の名称及び位置は、  
次のとおりとする。

名称 木幡北山はつらつ館

位置 矢板市木幡2584番地2

(利用者の範囲等)

第8条 略

2 指定管理者は、次の各号のいずれか  
に該当する者の入館を禁止し、又は退  
館させることができる。

(1)～(4) 略

(利用の制限)

第10条 略

(損害賠償)

第12条 利用者は、はつらつ館の施設  
等を故意又は重大な過失により損傷

(名称及び位置)

第2条 はつらつ館の名称及び位置は、  
次のとおりとする。

名称	位置
木幡北山はつらつ館	矢板市木幡2584番地2
泉はつらつ館	矢板市泉396番地1

(利用者の範囲等)

第8条 略

2 指定管理者は、次の各号の一  
に該当する者の入館を禁止し、又は退  
館させることができる。

(1)～(4) 略

(利用許可の制限)

第10条 略

(損害賠償)

第12条 利用者は、はつらつ館の施設  
等を故意に損傷

し、又は亡失したときは、これを修理  
し、又はその損害を賠償しなければな  
らない。

し、又は亡失したときは、これを修理  
し、又はその損害を賠償しなければな  
らない。

議案第9号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に  
ついて

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、  
別紙のように定める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(1)～(4) 略

(1)～(4) 略

第2条 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第10号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年矢板市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第2条 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

##### (期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 1 号

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第20条第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第20条第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め</p>

る割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又

る割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又

<p>は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の10.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の12.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の10.0</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の12.0</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	--

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300

7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900

	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
定年	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
前再								
任用	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
短時	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	

間勤 務職 員以 外の 職員	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		

91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		
109		300,500	349,500		
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		
112		301,600	350,500		
113		301,800	351,000		
114		302,000			
115		302,300			
116		302,700			
117		302,900			
118		303,100			

	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

第2条 矢板市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> （行政職給料表 の適用を受ける職員でその職務の級が 6級以上であるもの（市規則で定める ものを除く。第20条第2項各号にお いて「特定幹部職員」という。）にあ つては、 <u>100分の102.5</u> ）を乗	(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> （行政職給料表 の適用を受ける職員でその職務の級が 6級以上であるもの（市規則で定める ものを除く。第20条第2項各号にお いて「特定幹部職員」という。）にあ つては、 <u>100分の105</u> ）を乗

じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短

じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短

<p>時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	--

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	<u>380,000</u>
2	<u>427,000</u>
3	<u>477,000</u>
4	<u>539,000</u>

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	<u>376,000</u>
2	<u>422,000</u>
3	<u>472,000</u>
4	<u>533,000</u>

5	<u>615,000</u>	5	<u>608,000</u>
6	<u>718,000</u>	6	<u>710,000</u>

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円	円	円	円	円
	176,100	213,200	236,900	263,600	281,800

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第10条 略	第10条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を	2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を

む。次条において同じ。) 」と、給与  
条例第19条第2項中「100分の1  
22.5」とあるのは「100分の1  
7.0」とする。

む。次条において同じ。) 」と、給与  
条例第19条第2項中「100分の1  
25」とあるのは「100分の1  
7.5」とする。

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第1条の規定による改正後の矢板市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定（同号に掲げる規定を除く。）

令和5年4月1日

- (2) 改正後の給与条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条第2項の規定 令和5年12月1日

(特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

第2条 令和5年4月1日（以下この条において「切替日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、改正後の任期付職員条例別表第1の給料表に定める号給の給料月額との権衡を考慮して市規則で定める。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、

第1条の規定による改正前の矢板市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

議案第 12 号

矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 5 年 11 月 24 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険税条例（昭和34年矢板市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納期)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。</u></p> <p><u>3 略</u></p>	<p>(納期)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2 略</u></p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p>

産被保険者」という。)が属する場合  
における当該納税義務者に対して課す  
る所得割額及び被保険者均等割額(第  
1項に規定する額を減額するものとし  
た場合にあつては、その減額後の被保  
険者均等割額)は、当該所得割額及び  
被保険者均等割額から、次の各号に掲  
げる区分に応じ、それぞれ当該各号に  
定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係  
る基礎課税額の所得割額 当該出産  
被保険者につき第3条の規定により  
算定した所得割額の1/2の額  
に、当該出産被保険者の出産の予定  
日(地方税法施行規則第24条の3  
0の5に定める場合には、出産の  
日。以下同じ。)の属する月(以下  
「出産予定月」という。)の前月  
(多胎妊娠の場合には、3月前)か  
ら出産予定月の翌々月までの期間  
(以下「産前産後期間」という。)  
のうち当該年度に属する月数を乗じ  
て得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係

る基礎課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第5条の規  
定により算定した被保険者均等割額  
(第1項に規定する額を減額するも  
のとした場合にあつては、その減額  
後の被保険者均等割額)の12分の  
1の額に、当該出産被保険者の産前  
産後期間のうち当該年度に属する月  
数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係  
る後期高齢者支援金等課税額の所得  
割額 当該出産被保険者につき第6  
条の規定により算定した所得割額の  
12分の1の額に、当該出産被保険  
者の産前産後期間のうち当該年度に  
属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係  
る後期高齢者支援金等課税額の被保  
険者均等割額 当該出産被保険者に  
つき第7条の2の規定により算定し  
た被保険者均等割額(第1項に規定  
する額を減額するものとした場合に  
あつては、その減額後の被保険者均  
等割額)の12分の1の額に、当該

出産被保険者の産前産後期間のうち  
当該年度に属する月数を乗じて得た  
額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係  
る介護納付金課税額の所得割額 当  
該出産被保険者につき第8条の規定  
により算定した所得割額の1/2分の  
1の額に、当該出産被保険者の産前  
産後期間のうち当該年度に属する月  
数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係  
る介護納付金課税額の被保険者均等  
割額 当該出産被保険者につき第9  
条の2の規定により算定した被保険  
者均等割額（第1項に規定する額を  
減額するものとした場合にあつて  
は、その減額後の被保険者均等割  
額）の1/2分の1の額に、当該出産  
被保険者の産前産後期間のうち当該  
年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2 略

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、

出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出書の提出に当たり、当該

納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行

第22条の2 略

う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定月の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の矢板市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第13号

矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について

矢板市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

矢板市体育施設設置及び管理条例（平成 17 年矢板市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(1)・(2) 略		(1) <u>矢板市体育館</u>	<u>矢板市本町 5 番 4 号</u>
		(2)・(3) 略	
(3)~(9) 略		(4) <u>長井体育館</u>	<u>矢板市長井 1 2 4 8 番地</u>
		(5) <u>上伊佐野体育館</u>	<u>矢板市上伊佐野 7 6 1 番地 1</u>
		(6)~(12) 略	
		(13) <u>泉運動場</u>	<u>矢板市立足 9 7 9 番地 2</u>

(10) 略

2 略

(使用期間及び使用時間)

第3条 体育施設の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。

体育施設	使用期間	使用時間
(1) 略	略	略
<u>(2)</u> 泉グラウンド		
<u>(3)</u> 略		
(4)～(6) 略		
(7)・(8) 略		
(9)・ <u>(10)</u> 略		
<u>(11)</u> ～ <u>(13)</u> 略	略	略
<u>(14)</u> ・ <u>(15)</u> 略		
<u>(16)</u> 略		

(14) 略

2 略

(使用期間及び使用時間)

第3条 体育施設の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。

体育施設	使用期間	使用時間
(1) 略	略	略
<u>(2)</u> 略		
<u>(3)</u> 泉運動場		
(4)～(6) 略		
(7)・(8) 略		
<u>(9)</u> 矢板市体育館		
<u>(10)</u> ・ <u>(11)</u> 略		
<u>(12)</u> 長井体育館		
<u>(13)</u> 上伊佐野体育館		
<u>(14)</u> ～ <u>(16)</u> 略		
<u>(17)</u> 泉グラウンド		
<u>(18)</u> ・ <u>(19)</u> 略	略	略
<u>(20)</u> 略		

(17) 略

2 略

別表（第9条関係）

体育施設	区分	単位	使用料

(21) 略

2 略

別表（第9条関係）

体育施設	区分	単位	使用料
1 矢板市体育館	専用	1時間	1,200円。ただし、営利、宣伝等に使用する場合は、12,000円とする。
	部分	1時間	600円。ただし、営利、宣伝等に使用する場合は、6,000円とする。
	照明設備	1時間	900円

1・2 略				(専用)											
								照明設備		1時間		500円			
3～6 略				(部分)				2・3 略							
								4 長井 体育館		専用		1時間		600円	
7 泉 グラウンド				略				5 上伊 佐野体育館		専用		1時間		600円	
								6～9 略		略		略		略	
8・9 略				略				10 泉 グラウンド		照明設備		1時間		1,000円	
								11・12 略				13 泉 運動場		専用	
10～17 略				略				14～21 略		部分		1時間		500円	
								備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について

矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

矢板市学童保育館設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 学童保育館の名称及び位置は、 次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 学童保育館の名称及び位置は、 次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略		略	
泉小学童保育館	矢板市泉 <u>378番地</u>	泉小学童保育館	矢板市泉 <u>396番地1</u>
略		略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

矢板市子ども・子育て会議条例の一部改正について

矢板市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

矢板市子ども・子育て会議条例（平成25年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の合議制の機関として、矢板市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の合議制の機関として、矢板市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>
<p>(任務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策につ</p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策につ</p>

いて市長の諮問に応じ調査審議する。

2 略

いて市長の諮問に応じ調査審議する。

2 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の一部区域の町の区域を別紙のとおり変更するので、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
針生	西原	6 8 の 1 2	扇町二丁目	

## 議案第17号

### 工事請負契約の変更について

令和4年矢板市議会定例会第377回定例会議において、追加議案第1号として議決を経た工事請負契約（矢板市文化スポーツ複合施設新築工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

### 記

契約金額を1,506,725,000円とする。

議案第18号

栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を、別紙のとおり変更する。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

## 栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4条第3号に掲げる事務の項中「佐野市」を「佐野市 鹿沼市」に改め、同表第4条第4号に掲げる事務の項及び同表第4条第5号に掲げる事務の項中「栃木市」を「栃木市 鹿沼市」に改める。

### 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第19号

### 矢板市体育施設の指定管理者の指定について

矢板市体育施設の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

#### 記

- 1 公の施設の名称 片岡トレーニングセンター、片岡運動場、片岡運動広場、矢板運動公園陸上競技場、矢板運動公園サッカー場、矢板運動公園テニスコート、矢板運動公園相撲場、矢板運動公園多目的グラウンド、矢板運動公園野球場、矢板運動公園プール、矢板市武道場、矢板市弓道場、日新体育館、日新多目的グラウンド、泉体育館及び泉グラウンド
- 2 指定管理者となる団体 栃木県矢板市扇町二丁目4番19号  
一般財団法人矢板市施設管理公社  
理事長 塚原 延 欣
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理料の額 309,335,000円

議案第20号

矢板市文化スポーツ複合施設の指定管理者の指定について

矢板市文化スポーツ複合施設の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

- 1 公の施設の名称 矢板市文化スポーツ複合施設
- 2 指定管理者となる団体 矢板市文化スポーツ複合施設共同事業体

代表者

栃木県宇都宮市不動前一丁目3番14号

北関東総合警備保障株式会社

代表取締役 青木 靖典

構成員

栃木県矢板市末広町49番地2

特定非営利活動法人たかはら那須スポーツクラブ

理事長 鈴木 宏明

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

いちご株式会社

代表執行役社長 長谷川 拓 磨

栃木県宇都宮市二番町1番7号

株式会社栃木サッカークラブ

代表取締役社長 橋 本 大 輔

3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指 定 管 理 料 の 額 400,000,000円

## 議案第21号

### 矢板市子ども未来館の指定管理者の指定について

矢板市子ども未来館の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

#### 記

- 1 公の施設の名称 矢板市子ども未来館
- 2 指定管理者となる団体 栃木県矢板市扇町二丁目4番19号  
社会福祉法人矢板市社会福祉協議会  
会長 福田 博光
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理料の額 82,485,000円

議案第22号

矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について

矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

- 1 公の施設の名称 矢板市城の湯やすらぎの里
- 2 指定管理者となる団体 栃木県矢板市矢板114番地1  
株式会社やいた未来  
代表取締役 齋藤 淳一郎
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定管理料の額 45,000,000円

議案第23号

矢板市道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウスの指定管理者  
の指定について

矢板市道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウスの指定管理者について、  
次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の  
2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

- 1 公の施設の名称 道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウス
- 2 指定管理者となる団体 栃木県矢板市矢板114番地1  
株式会社やいた未来  
代表取締役 齋藤 淳一郎
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理料の額 0円

議案第24号

矢板市営住宅及び矢板市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

矢板市営住宅及び矢板市特定公共賃貸住宅の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

- 1 公の施設の名称 矢板市営住宅及び矢板市特定公共賃貸住宅
- 2 指定管理者となる団体 栃木県矢板市扇町二丁目4番19号  
一般財団法人矢板市施設管理公社  
理事長 塚原 延 欣
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理料の額 93,092,000円